

災害時個別避難計画導入支援マニュアル（高齢者版）

第1版

令和5年12月

川崎市健康福祉局

はじめに

近年、東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第 19 号をはじめ、水害・土砂災害が激甚化・頻発化しています。

そこで災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、市町村は、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」（以下、「要支援者」という。）に個別避難計画を作成することが努力義務化されました。

本市では、要支援者の「心身の状況」、お住まいの「ハザードの状況」、独居等の「居住実態」を勘案し、要支援者の中でも、特に災害時において支援が必要な方を「優先度が高い方」とし、個別避難計画の作成支援をケアマネジャー等に依頼する方法で、重点的に取り組んでまいります。

優先度が高い方については、災害時において支援が必要な程度が高い方となります。

発災時に円滑かつ迅速な避難を図るためには、避難支援等を実施する関係者と役割や方法、関係者が支援できないときの本人や家族による避難方法等について、あらかじめ取り決めをしておくことが大変重要となりますので、マニュアルを活用いただき、個別避難計画の作成支援を進めていただきますようお願いいたします。



令和元年台風第 19 号の被害の様子



避難所の様子

令和 5 年 12 月
川崎市健康福祉局

目次

1. 個別避難計画の概要	1
1.1 個別避難計画とは	1
1.2 個別避難計画の目的.....	1
1.3 個別避難計画の関係者の責任と役割	3
1.4 個別避難計画の作成対象者	5
1.5 個別避難計画の位置づけと管理.....	6
1.6 本人・家族の計画作成への参加.....	7
2. 計画作成の進め方【風水害編】	8
2.1 対象者の選定.....	9
2.2 対象者宅の災害危険性の確認.....	12
2.3 避難方法の検討	17
2.4 対象者宅の訪問・説明.....	32
2.5 計画原案の作成.....	33
2.6 会議の開催・意見調整.....	35
3. 計画の提出・見直し	37
3.1 計画の提出	37
3.2 作成支援費（新規、更新）の支払い（予定）	37
3.3 個別避難計画の更新.....	38
3.4 個別避難計画についての問い合わせ先.....	38
4. 参考資料	39
4.1 様式等.....	39
参考情報 1 ガイドマップかわさきの活用.....	16
参考情報 2 災害危険性に基づく避難の考え方.....	18
参考情報 3 浸水継続時間.....	19
参考情報 4 指定緊急避難場所の開設のタイミング.....	20
参考情報 5 避難情報の発令基準となる河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）	23
参考情報 6 避難情報の入手方法.....	24
参考情報 7 地域における見守り活動の先進事例.....	27
参考情報 8 川崎市災害時要援護者避難支援制度.....	29
参考情報 9 ペットの同行避難.....	30
Tips 避難方法の検討例.....	31

本マニュアルの使い方

本マニュアルは以下のような構成となっています。必要な項目をご確認ください。

1. 個別避難計画の概要 (p.1~7)

計画作成支援に取り組む前に、制度や計画作成の趣旨を理解していただくための項目です。

2. 計画作成の進め方【風水害編】(p.8~36)

計画作成の準備から計画作成までの流れと、計画作成に必要な情報をまとめた項目です。

3. 計画の提出・見直し (p.37~38)

計画が作成された後の提出方法・作成支援費の請求方法や、計画の見直しなど事務的な手続きの内容をまとめた項目です。

4. 参考資料

個別避難計画の作成支援時に使用する様式のほか、計画作成事例集(別冊)など計画作成支援に役立つ資料が付属しています。

計画作成支援に
取り組む前に
お読みください。

計画作成支援を
行う際に
お読みください。

<参考情報●>

計画作成支援に役立つ情報をまとめています。計画作成支援時に困ったことがあった場合や、より理解を深めたい場合に必要に応じて参照してください。

ポイント解説



マニュアル本文の補足です。本文に記載している内容の詳細な解説や、用語の解説を記載しています。

Tips 避難方法の検討例

Tips

具体的な避難方法の検討例を記載しています。要支援者の状況にあわせて避難方法を検討する際の参考にしてください。

1. 個別避難計画の概要

1.1 個別避難計画とは

個別避難計画は、要支援者ごとの避難の支援、安否の確認など、要支援者の命を災害から保護するために必要な措置（以下、「避難支援等」という）を実施するための計画です。

計画に記載する内容

- 計画には次のような内容を記載します。
 - － 避難支援等を実施する者の氏名、住所及び電話番号等の連絡先（団体の場合は名称、居所、連絡先）
 - － 避難先及び避難経路に関すること
 - － その他、市町村長が必要と認める事項
（災害対策基本法第四十九条の十四第三項より）



1.2 個別避難計画の目的

目的

- 個別避難計画の目的は、災害時避難行動要支援者名簿（p.5）に掲載された要支援者や避難支援等関係者が円滑に避難するために事前に必要な準備を進め、災害発生のおそれのある時に迅速に避難支援等を行うことにあります。

計画の共有

- 個別避難計画の内容を基にした要支援者の災害前または災害時の避難を可能にするには、作成した個別避難計画を避難支援等関係者に共有する必要があります。
- 個別避難計画は次のような場合に共有されます。

<平常時>

- 情報提供に同意した避難行動要支援者について、災害の発生に備えて平常時に避難支援等関係者に提供される

<災害時発生時>

- 市町村長の判断で、情報提供に同意のない避難行動要支援者についても情報が提供される

（災害対策基本法第四十九条の十五より）



ポイント解説 避難支援に関わる人（用語解説）

避難行動要支援者…災害が発生、または発生するおそれがある場合に自力で避難する（要支援者）
ことが困難な者

避難支援等関係者…消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、介護保険サービス事業所その他の避難支援等の実施に携わる関係者

避難支援等実施者…介護保険サービス事業所その他の避難支援等を実施する者

避難支援等 …要支援者の避難の支援、安否確認など、命を守るために必要な措置

計画（風水害）の範囲

- 個別避難計画では、まずは**命を守るために安全に避難を完了するまでの支援内容**を中心に検討します。
- ただし、避難先で要支援者にとって必要な介護等の支援を受けられるかといった視点を考慮して、避難先を選択する必要もあります。



ポイント解説 要支援者の「避難」のポイント

高齢者等の要支援者は、避難の準備や避難先まで移動することに時間がかかるため、本人はもちろん、避難支援者の安全のためにも、早めに避難することが重要です。また、そのタイミングで避難することを個別避難計画に定めておくことで、介護保険サービスを利用した移動手段や避難先の確保がしやすくなります。

1.3 個別避難計画の関係者の責任と役割

計画作成支援者（ケアマネジャー等）・避難支援者の責任について

- 個別避難計画は、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、避難支援が必ずなされることが保証されるものではありません。あくまでもよりよい避難を実現させることを目的とした計画です。
- 計画内容を実行できなかった、あるいは計画に基づく避難の結果、要支援者が負傷または死亡した場合に、計画作成支援者や避難支援者として記載された者が責任を負うものではありません。

（内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」令和3年5月改定）

計画作成支援者（ケアマネジャー等）の役割について

- 市の依頼を受けた事業所の計画作成支援者（ケアマネジャー等）が、本人又は家族等の意向や、関係団体による協力可能な避難支援の範囲等を踏まえ、計画作成を支援します。
- 本人や家族の状況から、発災時及び発災後のリスクを想定し、それらのリスクに対処するため、必要と考えられる支援（避難するタイミングにより通所介護サービス事業所の職員による電話での安否確認や居宅への訪問、避難先での設備により福祉用具貸与の利用など）やその方法について本人や御家族に伝え、より良い選択を支援し、また、災害時には計画通り避難できたのか避難支援等実施者間で情報を共有できる仕組みづくりに努めてください。

各関係団体等の役割について

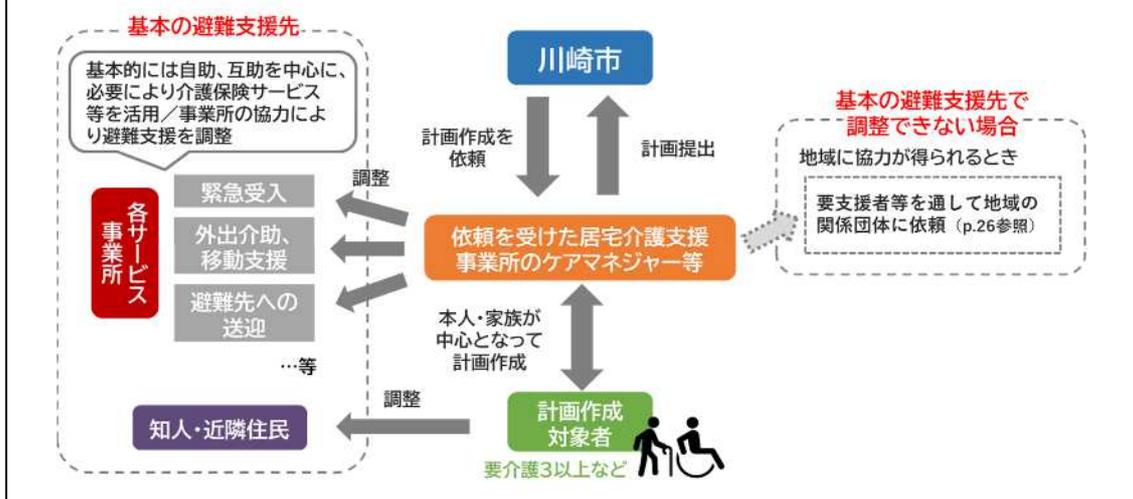
- 各関係団体等の基本的な役割は次のように整理しています。
- 家族等による支援が難しい場合は、本人や家族の知人、本人等が日頃から付き合いのある近隣住民、計画作成対象者が平時に利用している介護保険サービス等関係者と避難支援について調整してください。
- ただし、これら関係者での調整が難しい場合で町会やボランティアなどの地域団体に協力が得られるときは、これらの団体に支援を求めることも考えられます。地域における支援者の確保については p.26 を確認してください。

各関係団体等の役割（案）

- 川崎市：提出された計画の確認・管理、報酬支払、計画作成支援の指導、個別避難計画に関する理解の促進等、地域特性に応じた情報提供や取組支援、災害時の計画の活用及び提供
- 各地域包括支援センター：地域ケア会議等を活用した情報収集・提供
- 本人の日常生活を支援する関係者：各制度その他に基づき提供する避難支援や避難先での生活支援等（※）

（※）支援者の確保については p.25 を確認してください。

対象者や地域、利用中のサービス・事業所などによって対応可否が異なります。



ポイント解説 4つの「助」（用語解説）

自助：自ら生活を維持すること。災害時に自分や家族の身を守ること。

互助：個人的な関係性を有する者同士が支え合うこと。制度的な費用負担はない。

共助：制度化された相互扶助。年金や社会保険など。

公助：自助・互助・共助では対応できない事象に対し、公的機関が生活保障や救助を行うもの。

1.4 個別避難計画の作成対象者

どのような人に対して作成するのか

- 計画作成対象者は避難行動要支援者名簿に記載される「要支援者」です。要支援者は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自力で避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難にあたり特に支援を要する人で、具体的な要支援者の範囲は市町村によって異なります。
- 本市では次のような方を要支援者として、「災害時避難行動要支援者名簿」に掲載しています。

<川崎市 災害時避難行動要支援者名簿掲載者>

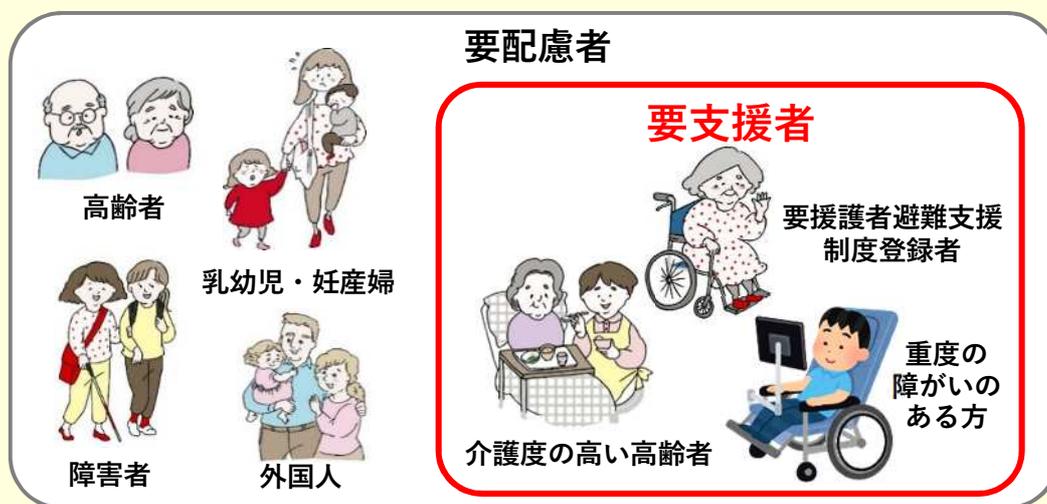
- 要介護3～5の高齢者
- 身体障害1～4級（肢体不自由4級を除く）、知的障害：最重度～中度、精神障害1～2級の障害者
- 災害時要援護者避難支援制度登録者

- 本市（高齢分野）では上記の名簿掲載者のうち、個別避難計画の作成支援をケアマネジャー等に依頼する方法で重点的に取り組んでいく「優先度の高い方」を、単身等や寝たきり、特別な医療を受けている方として、令和7年度末までに個別避難計画の作成を進めることとしています。



ポイント解説 「避難行動要支援者（要支援者）」とは（用語解説）

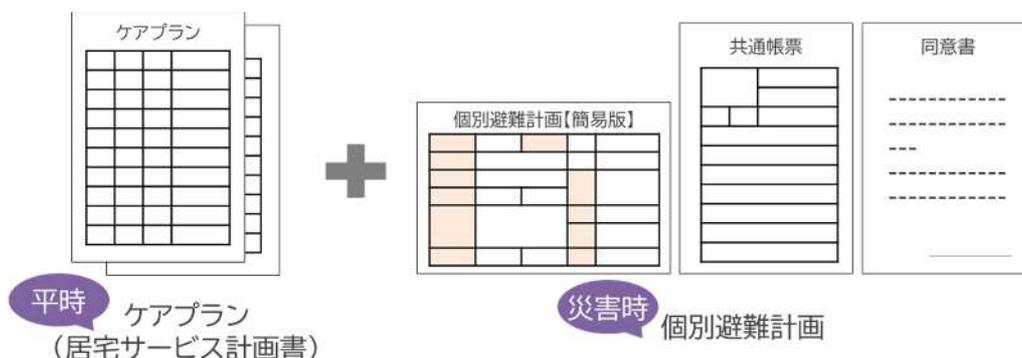
高齢者、障害者、乳幼児や妊産婦、外国人その他特に配慮を要する方などを「要配慮者」といい、そのうち要介護度が高い高齢者や重度の障がいがある方など、自力で避難することが困難で支援が必要な方を「避難行動要支援者（要支援者）」といいます。



1.5 個別避難計画の位置づけと管理

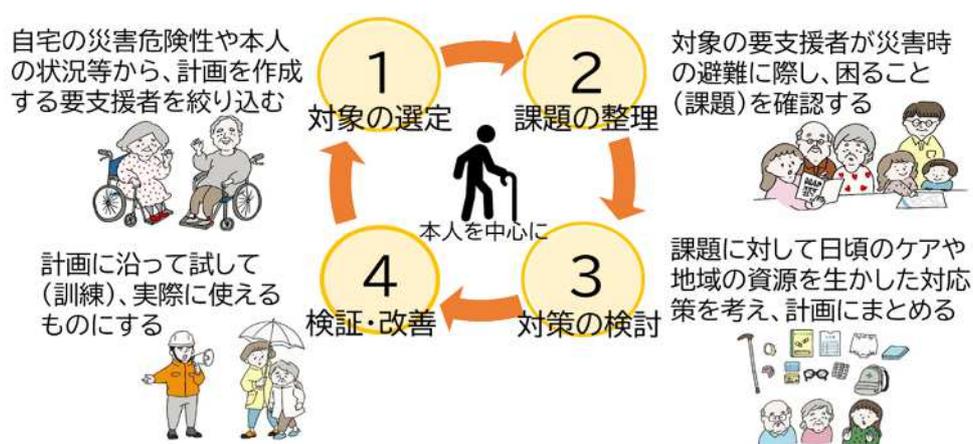
個別避難計画とケアプラン

- 個別避難計画は、災害時の避難に関わる支援をまとめた計画です。平時の計画である **ケアプラン（居宅サービス計画書）** と併せて管理してください。



実効性のある計画の作成・検証

- 個別避難計画は、①優先的に避難支援が必要な要支援者をあらかじめ選定し、自宅等へ訪問する機会に併せて、制度の説明・計画作成等に係る同意の確認、②避難行動に必要な情報伝達や避難その他、要支援者が安全な場所に避難するための問題の洗い出し、③日常から関係性がある介護保険サービスその他の人員や設備等を活用した対策の提案と、要支援者本人、家族及び避難支援等実施者の意見を踏まえた計画の立案、④訓練を通じた計画の検証を行い、必要に応じて改善することが望ましいです。



※ 本マニュアルでは、主に1～3の計画作成のプロセスについて解説しています。

1.6 本人・家族の計画作成への参加

作成には本人・家族の積極的な参加が必須

- 計画作成・検証のプロセスにおいて、**本人が積極的に参加すること**が重要です。
- 防災の基本は「自助」にあり、また、避難支援者や避難場所、避難経路等は、**本人、家族及び避難支援等実施者等の意向を踏まえ、計画作成支援者（ケアマネジャー等）が個別避難計画の作成を支援します。**

本人・家族の「自助力」の向上

- 個別避難計画を作成しても、要支援者本人に避難の意思がなければ、本人や家族のみならず、避難支援者の安全も脅かされる場合があります。
- そのため、計画作成を通して、本人や家族の自助力（自分で助かる力）を向上させていくことが、確実な避難支援には不可欠です。

<本人・家族の自助の例>

- 自宅の災害危険性を知る
- 避難の必要性を理解する
- すぐに移動できるよう避難の準備を行う
- 必要な持ち物を検討し、備えておく 等

要支援者本人・家族に、このような備えを促すことも大切です



避難支援体制の構築に向けて

- 本人と家族を中心に、行政や福祉、地域の多様な関係者が協力して計画を作成することを通して、避難支援体制を構築します。
- 避難支援体制の構築にあたっては、**中心はご本人**です。発災時の支援は、日常生活の延長にあることを考えると、**平時からの関係性作り**は欠かせません。
- この計画作成により、ご本人やご家族が、地域でのあいさつや、防災訓練への参加等、日常の生活を振り返るきっかけにしてもらうことも大切です。



2. 計画作成の進め方【風水害編】

- 新規の計画作成は次の流れを例に進めていきます。具体的には2.1以降を確認してください。

2.1 対象者の選定 (p.9)

様式1
(自動入力)

- 管理ツールに対象者の情報を入力し、計画作成対象者及び優先度を整理

様式1
(自動入力)

様式1 (自動入力) について

このマークがある箇所は、【様式1】「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」で対象者の情報を入力すると、自動的に結果が表示されます。

2.2 対象者宅の災害危険性の確認 (p.12)

様式1
(自動入力)

- 市HPより、対象者宅周辺のハザードマップ（該当災害種）を確認し、対象者宅の災害危険性を確認

2.3 避難方法の検討 (p.17)

様式1
(自動入力)

- 対象者宅の災害危険性や本人の心身の状況等を踏まえ避難先や避難経路、安全に避難できるタイミング（介護保険サービスの人員や設備等を活用する場合は提供可能なタイミングを含む）、避難支援等実施者の案などを検討

2.4 対象者宅の訪問・説明 (p.32)

様式2, 3, 4

- 対象者本人及び家族を訪問し、災害危険性や計画の必要性を説明
- 既に災害時の避難に関する計画を作成しているか確認（作成されていれば、その内容を踏まえ個別避難計画の様式に記載）
- 計画作成や避難支援に関わる人に責任や義務がないことについて了承を得て、計画作成と情報提供について同意を取得したら、必要な聞き取りを行い、計画内容を検討

2.5 計画原案の作成 (p.33)

様式4

- 計画様式に避難場所、緊急時の連絡先、避難支援者等を記載した計画原案を作成

2.6 会議の開催・意見調整 (p.35)

- 避難支援等実施者や関係者への説明及び意見交換を行い、必要に応じて計画原案を修正し、本人（または家族）に確認のうえ交付

本人・家族等が参加するサービス担当者会議などの機会を活用し調整

市に提出

様式3, 4, 5

2.1 対象者の選定

各事業所の利用者のうち、ハザードマップで危険な区域に居住する**要介護3以上の高齢者等**について、優先度の基準に沿って、個別避難計画を作成する対象者を選定します。

2.1.1 計画作成対象者及び計画様式

対象者ごとの計画作成方法

- 川崎市では、要介護3以上の「ハイリスク」に区分される高齢者等について、担当ケアマネジャー等の支援により、「災害時個別避難計画簡易版」を作成します。※本マニュアルではこれについて解説しています。
- 要介護3未満の「ミドル・ローリスク」に区分される高齢者等については、本人・家族で「マイ・タイムライン」を作成することを原則とします。
- **まずは事業所の要介護3以上の利用者の情報について、次のページで説明する様式1「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」に入力しましょう。**

対象者ごとの計画の作成方法と様式

対象者	リスク区分	作成方法	様式 ※参考資料に掲載
要介護3以上 (※1)	ハイリスク	担当ケアマネジャー等による支援	災害時個別避難計画簡易版＋共通帳票等
上記以外 (※2)	ミドルリスク ローリスク	本人・家族の自 助	マイ・タイムライン作成シート

(※1) 介護保険サービスを利用している者に限る。

(※2) 要介護3未満でも認知症である独居等の高齢者について、担当ケアマネジャー及び各事業所の判断で個別避難計画の作成支援を行うことも可能。



ポイント解説 「マイ・タイムライン」とは (用語解説)

「マイ・タイムライン」は、大雨や台風などの風水害にそなえて、「いつ」「誰が」「何をするのか」一人ひとりの家族や生活の状況にあわせた避難行動を考えておくものです。

マイ・タイムラインの様式や作成方法は、川崎市のホームページで確認することができます。個別避難計画を作成しない方も

マイ・タイムラインでいざという時の避難行動を考えてみましょう。(【参考資料3】マイ・タイムライン作成シート 参照)

川崎市ホームページ「マイタイムラインをつくらう」

(<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000117993.html>) より



2.1.2 計画作成対象者及び優先度の整理

管理ツールを用いた優先度の整理

- 事業所の要介護3以上の利用者について、優先度を整理することで、**全体像が見える化でき、取組を進めやすくなります。**
- **様式1「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」**(以下、「管理ツール」という)に利用者の基礎情報を入力すると、**災害危険性(※1)**と**指定緊急避難場所、避難の必要性、個別避難計画作成の優先度が自動的に表示(※2)**されます。
- 表示された優先度については、**個別の事情に応じて手動で修正可能です。**
- 管理ツールを利用して各対象者の優先度に応じたスケジュール管理が可能です。
- 詳しい操作方法は、**様式1添付「管理ツール操作マニュアル」**を参照してください。

(※1) 災害危険性を詳細に確認したい場合は、p.13~16を確認してください。

(※2) 操作するPCの環境等により自動検索ができない場合があります。

基礎情報の入力

災害危険性、指定緊急避難場所の表示

対象者の新規登録

■①本人と世帯の情報

No.	項目	入力欄	入力種別
1	No.	5	自動
2	被保険者番号	0000000000	必須
3	生年月日	1931/1/31	必須
4	年齢	92	自動
5	性別	男性	必須
6	事業所名	aaa	任意
7	住所	〇〇区〇町1丁目xx-1	必須
8	要介護度	3	必須
9	(参考)要介護者登録	有	任意
10	車身等	該当なし	必須
11	本人・世帯の特別な医療	該当なし	必須
12	認知症(特例・意見書で大きい方)	該当なし	必須
13	その他特別な事情	なし	必須
14	その他特別な事情等(についてコメント)		14が「有」の場合、必須
15	居住の状況	2	必須
16	居住の建物構造	木造	必須
17	居住の建物分類	戸建	必須
18	居住の立地(丘上か)	該当なし	必須

■②災害危険性と指定緊急避難場所の情報(自動)

No.	項目	土砂災害	出力欄
20			なし
21		浸水深	洪水3.0m以上5.0m未満
22	災害危険性	河床侵食	なし
23		氾濫流	有
24		(参考)浸水継続時	4週間未満
25		内水	浸水深
26			内水0.2m以上0.5m未満
27		居住地区内	名称
28			〇〇区〇町<xx-1
29			避難距離
30			885m
31	指定緊急避難場所	名称	△△中学校
32		番号	〇〇区△△2-2
33		避難距離	847m
34		番号	〇〇区〇町**13
35		避難距離	893m

■③判定結果(自動)

No.	項目	出力欄
35	判定1	避難の必要性
36	判定2	計画作成優先度
37		自動判定結果

結果: 35: A (退避), 36: S (優先度高), 37: S (優先度高)

項目別凡例: 直接入力 (黄色), プルダウン式入力 (緑), 自動入力 (青)

避難の必要性、計画作成優先度表示

災害危険性から「退避※1」／「自宅待機可※2」が自動で判定されます。

※1「退避」… 自宅建物からの退避が原則ですが、垂直避難が可能な場合もあります。詳しくは p.18 を参照してください。

※2「自宅待機可」… 自宅で待機することができます。ただし、居住する建物自体が浸水する場合には、浸水継続時間等を考慮する必要があります。

各判定結果から個別避難計画の作成優先度が表示されます。

S → A → B → C
優先度高 優先度低

※優先度ランクについては p.11 参照

ケアマネジャーの判断によって、最終的な優先度を変更できます。

項目別凡例

- 直接入力
- プルダウン式入力
- 自動入力

管理ツールで判定される優先度の考え方

- 本市では、ハザードマップで危険な区域に居住する高齢者等のうち、介護保険サービスを利用する要介護3以上で单身等、寝たきり、特別な医療を受けている方について令和7年度までに優先的に作成することとしています。
- 介護保険サービスを利用する要介護3以上でも上記に該当しない方や要介護3未満でも認知症である独居の方などについては、最優先ではありませんが、令和8年度以降に順次作成していくこととしています。
- ただし、担当ケアマネジャー及び事業所が個別避難計画を優先的に作成した方がよいと考える対象者については、**令和7年度までに作成することとしています。**

【優先度高】※令和7年度まで

- 要介護3以上で单身等（独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在または日中独居）
- 要介護3以上で寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上）
- 要介護3以上で特別な医療を受けている（認定調査票の処置内容、特別な対応が1以上ある）

【優先度中以下】※原則、令和8年度以降

- 要介護3以上で单身等／寝たきり／特別な医療を受けている者 以外
- 要介護3未満でも認知症である独居等の高齢者など、担当ケアマネジャー等が必要と判断する者

管理ツールによる計画作成優先度の標準的な判定基準

判定基準		ランク	作成時期	
害)で危険な区域に居住	避難の必要性…有	要介護3以上で单身等（独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在または日中独居）	S	令和7年度までに作成
		要介護3以上で寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上）		
		要介護3以上で特別な医療を受けている（認定調査票の処置内容、特別な対応が1以上ある）		
	低(※)	要介護3以上で单身等/寝たきり/特別な医療を受けている者 以外	A	令和8年度以降
		要介護3未満でも認知症で独居など		
	要介護3以上	B		
上記以外		C		

(※) 避難の必要性「低」とは、自宅建物では居住階未満の浸水のみが想定され、自宅待機が可能であると判断される場合です。ただし、浸水継続時間が長ければ（本人・世帯の状況により基準は異なります）、優先度を上げるなど調整してください。

2.2 対象者宅の災害危険性の確認

2.2.1 災害の危険性がある場所（ハザードマップで危険な区域）とは

洪水（外水氾濫）

- 大雨によって河川が増水し、堤防が決壊するなどにより氾濫が起こることです。
- 「川崎市洪水ハザードマップ」の次の区域で危険性があります。
 - － 浸水想定区域内（想定最大浸水深が床下を含む）
 - － 家屋倒壊等氾濫想定区域内（氾濫流・河岸浸食いずれか）



川崎市内水ハザードマップ（令和4年8月版）より

内水氾濫

- 下水道等の排水能力を超える大雨や河川の水位が高いときなどに、下水道や水路等から水があふれることです。
- 「川崎市内水ハザードマップ」の次の区域で危険性があります。
 - － 浸水想定区域内（想定最大浸水深が道路冠水相当を含む）



川崎市内水ハザードマップ（令和4年8月版）より

土砂災害（※）

- 大雨や台風等により、がけに水が浸透することでがけの強度が低下し、がけが突然崩れ落ちることです。
- 「川崎市土砂災害ハザードマップ」の次の区域内で危険性があります。
 - － 土砂災害警戒区域内
 - － 土砂災害特別警戒区域内
 - － 急傾斜地崩壊危険区域内



（※）土砂災害にはがけ崩れ（急傾斜地崩壊）のほか、土石流、地すべりの3つの現象があるが、川崎市内で発生する恐れのある土砂災害はがけ崩れのみ

※ ハザードマップの見方は次のページから確認することができます。

※ **管理ツール**を使用する場合、災害危険性は対象者の住所を入力することによって自動的に検索・表示されます。（p.10 および「管理ツール操作マニュアル」参照）

2.2.2 ハザードマップの確認方法

川崎市のハザードマップは、市ホームページより確認できます。必ず**洪水・内水・土砂災害**の3種類のハザードマップを確認しましょう。

「ガイドマップかわさき」(→ p.16 「<参考情報1>ガイドマップかわさきの活用」参照)では、すべてのマップの情報を一度に確認することができます。

洪水ハザードマップ

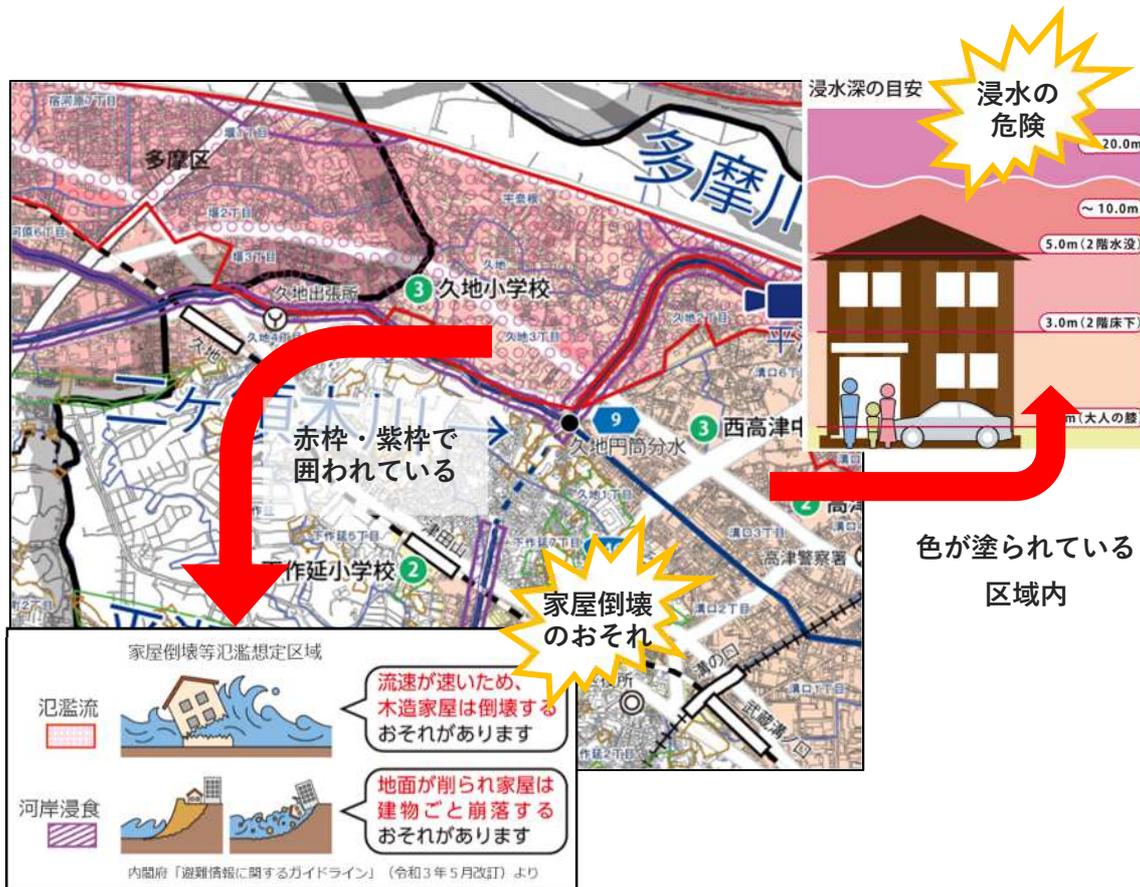
- 洪水ハザードマップには様々な種類がありますが、該当する区の**多摩川及び鶴見川の「浸水深」のマップ**を確認してください。
- 対象者の自宅が次の場所にある場合は災害の危険性があります。

色が塗られている場所 (洪水浸水想定区域)

黄色 (0.5m 未満) は床下、うすだいたい色 (0.5m 以上 3.0m 未満) は1階、うすピンク色 (3.0m 以上 5.0m 未満) は2階までの浸水が想定されています。

赤枠や紫枠で囲われた場所 (家屋倒壊等氾濫想定区域)

家屋の倒壊が想定され、大変危険な場所です。



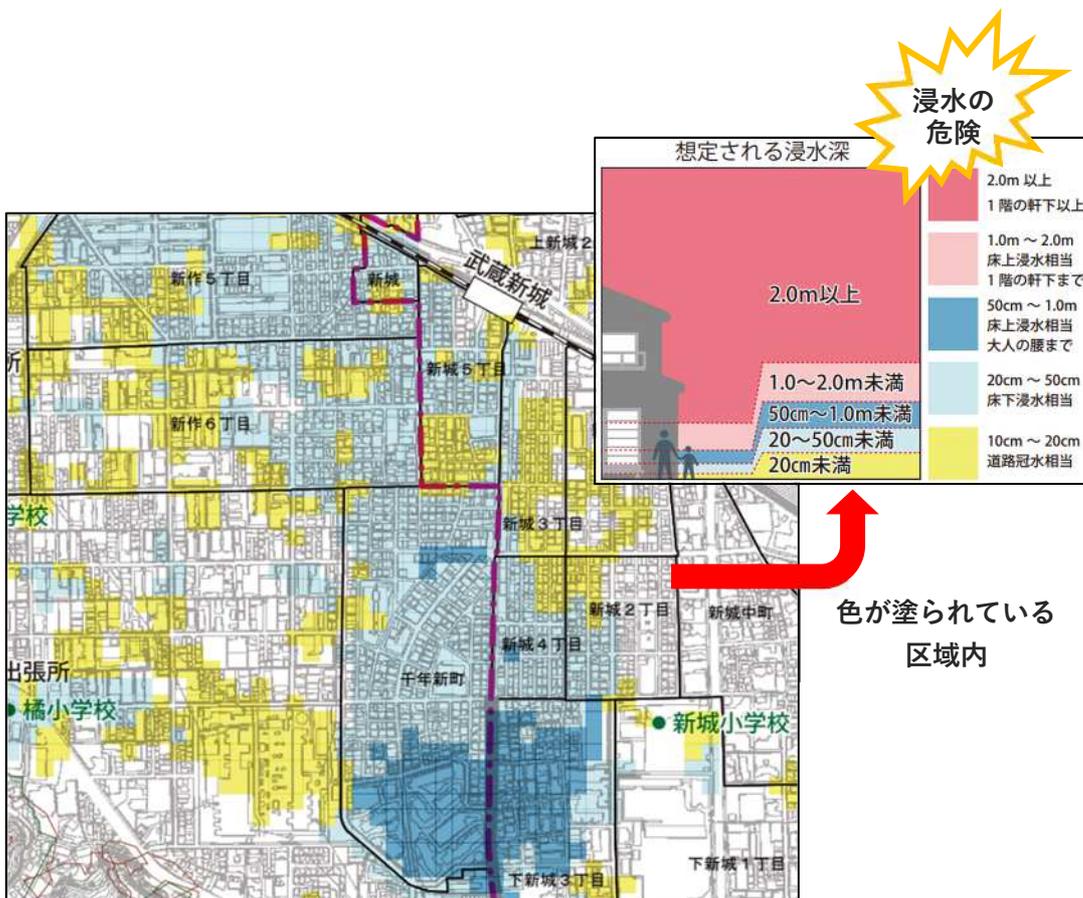
洪水ハザードマップ (高津区版) (多摩川/浸水深) より一部抜粋し、加筆

内水ハザードマップ

- 内水浸水により居住階が床上浸水する場合は避難が必要です。
- 洪水に比べると浸水深は浅いですが、内水浸水のみで対象となる要支援者もいますので、洪水ハザードマップで色が塗られていなくても必ず確認してください。
- 対象者の自宅が次の場所にある場合は災害の危険性があります。

色が塗られている場所（内水浸水想定区域）

黄色（10cm～20cm）は道路冠水、水色（20cm～50cm）は床下浸水、青（50cm～1.0m）は大人の腰の高さまでの床上浸水が想定されています。



中原区内水ハザードマップより一部抜粋し、加筆

土砂災害ハザードマップ

- 土砂災害の危険区域は3種類ありますが、いずれかの区域がかかっている場合、対象になります。洪水ハザードマップでも土砂災害の危険区域が示されていますが、新たに指定された危険区域もあるため、必ず土砂災害ハザードマップも確認してください。
※ 川崎区には土砂災害の危険区域が指定されている場所がないため、土砂災害ハザードマップはありません。
- 対象者の自宅が次の場所にある場合は災害の危険性があります。

赤枠で囲われた場所（土砂災害特別警戒区域）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがあります。

黄色枠で囲われた場所（土砂災害警戒区域）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命や身体に危害が生じるおそれがあります。

緑枠で囲われた場所（急傾斜地崩壊危険区域）

崩壊するおそれのある急傾斜地で、崩壊が助長・誘発されないよう一定の行為制限のある区域です。



土砂災害ハザードマップ【宮前区】（令和3年10月版）より一部抜粋し、加筆

<参考情報1> ガイドマップかわさきの活用

- 川崎市地図情報システム「ガイドマップかわさき」では、ウェブサイト上で住所から各災害種の危険区域等を確認できます。

「ガイドマップかわさき」への入り方

スマートフォン版は右のQRコード（※）から確認することができます。
PCで確認する場合は「ガイドマップかわさき」で検索してください。

URL：<https://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=1>



- ① ページ内の「防災マップ」を選択します。



- ② 対象者の自宅の住所を検索します。



- ③ 入力した住所付近にズームするので、見たいマップを選択して災害危険性を確認してください。（入力した住所の場所に印などは付きません）



（※）「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2.3 避難方法の検討

2.3.1 避難方法の検討の進め方

様式1
(自動入力)

避難の必要性の確認

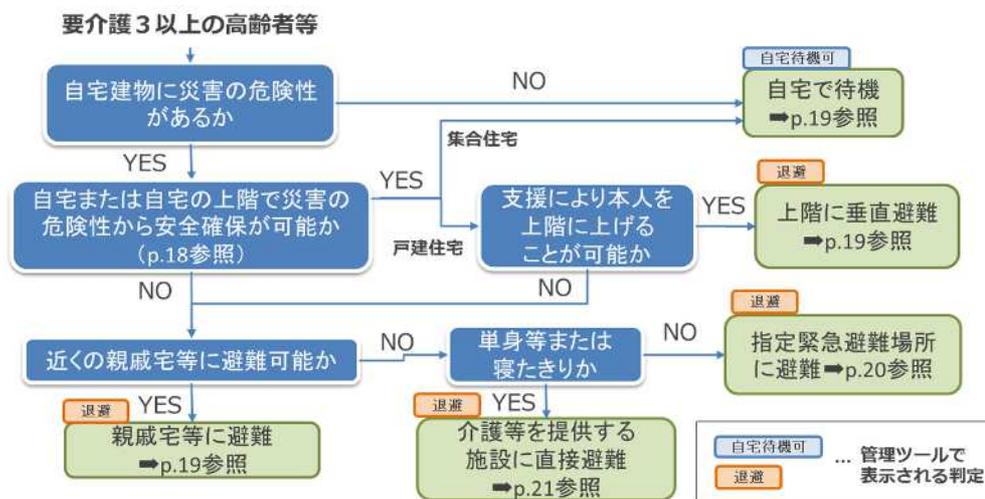
- 自宅の災害危険性と構造・居住階により、避難の必要性を確認します（→ p.18 「<参考情報2> 災害危険性に基づく避難の考え方」参照）。
- 様式1「災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール」に要支援者の情報を入力すると、避難の必要性（「退避」または「自宅待機可」）が表示されます。

避難が不要な場合（管理ツールで「自宅待機可」と表示された場合）

- 避難が不要の場合、p.19「自宅で待機する場合の注意点」を確認してください。

避難が必要な場合（管理ツールで「退避」と表示された場合）：避難先の選択

- 管理ツールで「退避」が必要と表示されても、**自宅上階への垂直避難**が可能な場合があります（→ p.18 「<参考情報2> 災害危険性に基づく避難の考え方」参照）。
- 垂直避難が可能な場合も、本人の状態や世帯の状況等により、上階に上げることができるかどうか検討し（→ p.19 「自宅上階へ垂直避難する場合の注意点」参照）、難しければ、自宅建物内以外の避難先を検討する必要があります。
- 近くの安全な場所に親戚等が居住しており避難支援も可能であれば、「**親戚宅等に避難**」します（→ p.19 「親戚宅等への避難の注意点」参照）。
- 親戚宅等がない場合は、原則的には「**指定緊急避難場所に避難**」します（→ p.20 「2.3.3 指定緊急避難場所への避難について」参照）。ただし、介護等の提供がないため**家族等の同行が必要**です。
- 上記の対応が難しい場合、「**介護等を提供する施設に直接避難**」する方法の検討が必要です（→ p.21 「2.3.4 介護等を提供する施設への直接避難」参照）。



(参考) 避難方法の基本検討フロー

※ 避難方法の考え方の基本を示したフローであり、個別の状況により異なる場合があります。

2.3.2 自宅建物内や親戚宅への避難について

自宅で待機する場合の注意点

- 災害危険性があるが自宅建物内に留まる（自宅で待機／自宅上階へ垂直避難）場合、**浸水継続時間**を考慮する必要があります（→ p.19「<参考情報3> 浸水継続時間」参照）。
 - － 自宅周辺に災害が発生した際に、場合によって数日間、電気・ガス等のライフラインの停止、介護者の来訪が難しい、必要な物品の調達等のための外出が難しい等の事態が想定される
- 自宅のある場所の浸水継続時間を必ず確認し、本人の状態や世帯の状況等を考慮の上、長時間の浸水によって支障がある場合には、その対策の検討や、場合によって自宅建物からの退避を検討します。

自宅上階へ垂直避難する場合の注意点

- 自宅上階へ垂直避難する場合も、上記の「自宅で待機する場合の注意点」と同様に、浸水継続時間について確認してください。
- 要介護3以上の高齢者（特に寝たきりの高齢者）を**自宅の上階へ安全に移動させるのは難しい**ことを考慮する必要があります。
 - － 「18歳以上65歳未満の同居家族2人以上」が、上階への移動支援が可能な目安
 - － 介護保険サービス事業所や地域の方に移動支援してもらえる場合は、その旨も計画に記載

親戚宅等への避難の注意点

- 親戚宅等に避難する場合、**避難先の親戚宅等の災害危険性や必要な備え等**についても確認が必要です。

<参考情報3> 浸水継続時間

- 浸水継続時間とは、浸水が始まってから水が引くまでの時間（洪水により浸水深が0.5m以上となってから、最終的に0.5m未満になるまでの時間）です。
- 「川崎市洪水ハザードマップ」では、河川ごとに洪水による浸水継続時間を示したマップを公開しています。



凡例	
12時間未満	12時間未満
24時間未満	24時間未満
3日未満	3日未満
1週間未満	1週間未満
2週間未満	2週間未満
4週間未満	4週間未満

川崎市洪水ハザードマップ【川崎区】浸水継続時間（多摩川水系）（令和4年10月）より一部抜粋

2.3.3 指定緊急避難場所（※）への避難について

（※）「指定緊急避難場所」は、切迫した災害の危険から一時的に逃れるための場所として、災害の種類ごとに、市内の市立小中学校等や広域避難場所の中から指定しています（風水害の場合は小中学校等のみ）。災害により自宅で生活できなくなった方が避難生活を送るための施設は「指定避難所」と表記されますが、同様に市内の市立小中学校等から指定しています。

要配慮スペース

- 指定緊急避難場所には、状況に応じ「**要配慮スペース**」が設置されます。
 - － 要配慮スペースとは、避難してきた要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）の状況に応じ開設される、指定緊急避難場所内の場所（小中学校の教室等）
 - － 原則的に介護の提供等はなく、家族等の同行が必要
 - － 要配慮スペースでは、要支援者本人に必要な設備・環境が全て提供できるとは限らない

浸水する危険のある避難場所

- 浸水想定区域内の指定緊急避難場所では、必要に応じて避難場所が**上階に設置**されます。ハザードマップの○内の数字が使用できる階となります。
 - － 上階への移動が必要になる場合がある（エレベーターがない場合は階段を利用）
 - － 「ガイドマップかわさき」でエレベーターの有無を確認できる（→ p.16「＜参考情報1＞ガイドマップかわさきの活用」参照）

二次避難所への移送

- 指定緊急避難場所に避難した後、容態が悪化した要支援者等については、**二次避難所への移送**が調整されます。
 - － 二次避難所とは、本市が運営する3箇所の地域リハビリテーションセンター（南部・中部・北部）のほか、協定を締結している社会福祉施設及び指定の市営施設
 - － 一般的な避難所において生活に支障をきたす方がいる場合に、施設の安全確保や職員の配置等の確認等を行った後に開設される
 - － 原則的に介護の提供等はなく、家族等の同行が必要

＜参考情報4＞ 指定緊急避難場所の開設のタイミング

- 指定緊急避難場所は、原則的に市が発令する避難情報「**警戒レベル3 高齢者等避難**」の時点で開設されます。
- ただし、事前の予測が難しいゲリラ豪雨のような大雨の場合や、指定緊急避難場所に指定されている施設の状況によっては開設が間に合わないことがあります。
- 避難するには市のホームページ等で、指定緊急避難場所の開設状況を確認してください。（→ p.24「＜参考情報6＞避難情報の入手方法」参照）

2.3.4 介護等を提供する施設への直接避難について

優先的に調整すべき対象者の基準

- 要介護3以上の高齢者等のうち、自宅建物からの退避が必要と判断され、かつ次のいずれかの条件に当てはまる者
 - ✓ 単身等（独居、高齢者世帯、同居家族の一時的不在または日中独居）
 - ✓ 寝たきり（障害高齢者の日常生活自立度ランクB以上）
 - ✓ 特別な医療を受けている（認定調査票の処置内容、特別対応が1以上ある）

避難先の施設

- 介護等を提供する施設（※1）
 - ✓ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
 - ✓ その他（※2）
- （※1）介護保険サービスとして、ケアプランに位置づけ利用することを想定
 （※2）通所介護の延長サービスや特定施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護で提供する短期利用等

避難先の施設との調整に関する留意点

- 「介護等を提供する施設」では入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならないサービスが優先されるため、**受入または受入時の送迎対応ができない場合があります。**
- 施設に災害危険性がある場合、平時に利用している階の上階を利用するなど、**通常と異なる環境である可能性があります。**
- （可能であれば、）居室以外の静養室や地域交流スペース等における受入の調整が可能かどうかについても、施設と相談してください。
- その他、下記のような状況では緊急受入の対応ができないことがあるので、**大雨が想定される日の前日などの早めの受入調整を行うなど、受入可能な避難のタイミングや滞在時間、日数等、利用の条件その他**について施設と事前に調整を行いましょう。

<受入の対応ができないことが想定される状況の例>

- ✓ ベッドの空きが無い場合
- ✓ 対象の要支援者についてこれまでの利用履歴がない場合



ポイント解説 避難先における福祉用具貸与の利用

自宅において特殊寝台等の福祉用具を利用している場合で、避難先での特殊寝台等の準備が難しいときは、避難先で福祉用具貸与による特殊寝台等の利用が可能か確認しておくことも重要です。

2.3.5 避難経路・避難のタイミングについて

避難経路について

- 避難経路を設定する際に検討する事項
 - － 徒歩で避難する場合、歩行器や車いすで通ることができるか
 - － 普段利用している経路か
 - － 時間帯（夜間など）や時期等によって通りにくくなることはないか
- 大雨時に注意が必要な場所
 - － アンダーパスや地下通路
 - － 用水路の近くや水が溜まりやすい場所



洪水ハザードマップ（多摩川区版）（多摩川／浸水深）

避難のタイミング

- **原則、警戒レベル3が避難のタイミング**です。ただし、要支援者本人や家族の状況、避難先や避難支援の方法、自宅周辺の災害危険性に応じて、避難情報の発令を待たずに避難を開始することも検討してください。
- 遅くとも警戒レベル3までに避難できるように、避難情報等が発表される前から連絡・調整や避難準備を開始する計画としてください。
- **避難のタイミングを誰が判断し、どのように伝えるのかも重要**です。



ポイント解説

警戒レベルごとの避難支援の例

気象情報、河川水位、雨量の情報などをもとに、ハザードマップで危険な区域に居住する住民を対象に避難情報が発令されます。各種情報の発表等を目安として避難の準備や計画内容の確認、連絡等を進め、**避難開始が遅れないようにしておくことが重要です。**

警戒レベル1（早期注意情報など）	→ 計画の確認、支援者との連絡
警戒レベル2（大雨・洪水注意報など）	→ 避難の準備、避難経路の確認
警戒レベル3 高齢者等避難（大雨・洪水警報など）	→ 避難開始
警戒レベル4 避難指示（土砂災害警戒情報など）	→ 避難完了
警戒レベル5 緊急安全確保（大雨特別警報など）	→ この時点で移動は危険です

※ 指定緊急避難場所は原則的に警戒レベル3の時点で開設されますが、開設状況を確認してから避難してください。（p.24 参照）

※ 夜間に雨が強くなる可能性がある場合は、暗くなる前に避難が必要です。

<参考情報5> 避難情報の発令基準となる河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）

- 市では、河川や雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等（警戒レベル）の発令を判断します。
- 警戒レベル3「高齢者等避難」に相当する情報として、大雨警報や洪水警報、氾濫警戒情報などが挙げられますので、これらの情報も避難開始の目安としてください。

警戒レベル	状況	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	災害発生又は切迫	既に災害が発生又は切迫している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保 ^{※1} (川崎市が発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>			
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 (川崎市が発令)
警戒レベル3	災害のおそれあり	避難に時間を要する人(ご高齢の方、体の不自由な方、乳幼児等)とその支援者は危険な場所から避難しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 ^{※2} (川崎市が発令)
警戒レベル2	気象状況悪化	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※1 災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。
 ※3 警戒レベル(避難情報等)と警戒レベル相当情報(水位や降雨等の情報)が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

水位や降雨の情報（警戒レベル相当情報）のほか、今後の気象情報も踏まえ総合的に判断して避難情報を発令します。



川崎市「洪水ハザードマップ（情報面）」より抜粋、一部加筆

<参考情報 6> 避難情報の入手方法

川崎市防災ポータルサイト

- 避難情報が発令されている地域や、指定緊急避難場所の開設状況を確認することができます。



川崎市 防災ポータルサイト



川崎市防災ポータルサイトより

かわさき防災アプリ

- 災害時の緊急情報や避難情報等をプッシュ通知で受けられるほか、指定緊急避難場所の開設状況や各種ハザードマップを見ることができます。



App Store
からダウンロード



Google Play
で手に入れよう



川崎市 HP「かわさき防災アプリ」について より

2.3.6 避難支援者の検討について

避難支援者に関する基本的な考え方

- **まずは家族に相談**し、家族が避難支援できないか確認してください。日中独居など、普段は家族が不在でも、台風などの大雨に関する警報の発表が想定される事態になれば、家族の支援が期待できる場合があります。
- 難しい場合は、**本人や家族の知人・友人、日頃から付き合いのある近隣住民がいるか**を確認し、可能であれば本人等から直接相談してもらいましょう。
- 家族や身近な人の支援が得られない場合は、以下を参考に、介護保険サービス事業所や地域と連携した避難支援を検討・調整してください。

サービス事業所と連携した避難支援

- 本人が日常的に利用している介護保険サービス事業所等に相談し、協力可能かを確認してください。サービス利用中であれば、当該介護保険サービス事業所により次のような支援が得られる場合があります。

<介護保険サービス事業所による支援の例>

- ✓ 警報級の情報の発表が予想される前日に通所介護事業所と訪問介護事業所で連携し、送迎時に自宅上階への移動支援を行う
- ✓ 警報級の情報の発表が予想される前日の訪問介護や通所介護等の利用を中止し介護等を提供する施設に車いすその他の必要な福祉用具（施設等で準備可能なものは除く）を搬入、短期入所生活介護等の緊急利用を行う など

- 寝たきりで移動が困難な方や重度の認知症の方などについては、避難等に相当の時間を要することが想定されるため、優先的に介護保険サービス事業所と相談してください。
- 本人の状態や家族の協力有無、避難先の環境等に加え、**前日や当日のサービス利用状況や職員・移動手段の確保状況、周辺地域の状況などにより、事業者側の対応可否も異なります**。一人ひとりの状況に合わせて予め計画したうえで、災害発生のおそれのある時には、早めの相談・調整が必要です。



ポイント解説 災害時の介護報酬の算定

指定緊急避難場所や親戚宅など自宅以外の避難先にいる利用者も、訪問介護や通所介護、福祉用具貸与等の介護保険サービスを利用可能です。

また、介護保険施設などは災害などやむを得ない理由による場合、定員超過利用が認められており、利用定員を超過した場合でも、介護報酬の所定単位数の減算は行われません。被災のため職員の確保が困難な場合においても同様です。**これらを踏まえて、各介護保険サービス事業所と柔軟に避難先や移動方法を検討することが重要です。**

地域と連携した避難支援

- 避難支援者が確保できない場合で、要支援者本人やご家族と地域の町会・自治会や見守りボランティアなどが普段から声をかけあうなどの繋がりがあるときは、当該団体に相談することも検討してください。
- 地域によって、課題認識を持ち避難支援に協力可能な団体は様々です。ケアマネジャー自身のネットワークなども活かして情報収集を進めてください。
- 地域の方に支援を依頼する場合は、地域の方との要支援者本人やご家族も含めた平時からの関係づくりが重要です。

地域に避難支援を相談したい場合は…

- 町会・ボランティア等の地域団体に避難支援等に協力を求めたいときは、要支援者本人やご家族から、日頃関係のある団体等について紹介いただき、また、相談内容については要支援者本人等を通じて事前に伝えておくなど、相談する団体等の負担に十分配慮するよう努めてください。
- 地域包括支援センターが行う地域ケア会議等で、協力が得られた団体等に関する情報や、協力いただく範囲などについてできる限り情報が共有できるように努めてください。



ポイント解説 地域と連携した避難支援の留意点

町会・自治会などは高齢化が進んでいること、マンション管理組合などは平日日中には不在であることなどから、地域だけで支援者を確保することは難しい状況です。地域の実情や特性、各団体の負担に配慮しながら、様々な関係団体を巻き込んで課題認識を共有し、複数の避難支援パターンを想定して、それぞれがどのように協力できるかを話し合うことが重要です。

実際に作成支援したケアマネジャーの声

- ✓ 区役所の危機管理担当に相談したところ、町内会に連絡していただき支援組織の方々と危機管理担当者を含め対象者の情報を共有しました。
- ✓ 「寝たきり」という情報をマンションの自治会に共有しました。自治会側は、土日に入手がある時は支援が可能とのことでした。

<参考情報7> 地域における見守り活動の先進事例

- 地域によっては、平時に高齢者の見守り活動を行っている団体があり、災害時にも安否確認の実施を想定している場合があります。
- 地域団体や民生委員が行う見守り活動の対象は、要介護度が低い（要介護3未満など）高齢者が中心です。要介護3未満でも計画作成が望ましいケースで、平時の見守り活動の対象であれば、活動を行う団体等に協力を依頼できる場合があります。
- 平時に高齢者の見守り活動等を行っている団体等の先進事例を紹介します。

鋼管通2丁目町内会（川崎区）

鋼管通2丁目町内会では、平成24年度から高齢者の見守り活動を行っています。主な平時の見守り活動は月2回の定期見守りと日常の声掛けです。見守り活動の中で気になることがあれば地域包括支援センターや区の地域みまもり支援センターに相談をしています。令和元年の東日本台風の際には、見守り活動のメンバーで気になる人の家をまわり、避難の呼びかけを行いました。災害時は自助が基本であるとしながらも、今後、安否確認等の体制を検討していく予定です。



見守り活動の様子
※写真提供：鋼管通2丁目町内会

久地第2町会高齢者見守り活動連絡会（高津区）

平成24年頃から、地域包括支援センターやグループホーム職員、民生委員や区職員（保健師）等の見守り活動メンバーで見守り対象者の自宅に訪問する見守り活動を行っています。要介護度や介護保険サービスの利用状況等による見守り対象の区分は無く、独居の高齢者を中心に見守り活動を行っています。災害時の高齢者等への対応については特に決まっていませんでしたが、令和元年東日本台風の際には見守り対象者に限らず川沿いの世帯に避難の呼びかけを行った結果、地域は浸水しましたが避難の遅れによる被害はありませんでした。



見守り活動の様子



見守り活動のメンバー

※写真提供：久地第2町会

認定 NPO 法人すずの会（宮前区）

認定 NPO 法人すずの会は主に宮前区野川地区で活動を行っています。高齢者の集いの場を提供したり、買い物や散歩、ゴミ出しなどの際に声をかけるなど、日常生活の中でさりげない見守りを行ったりしています。月 1 回開催される「野川セブン」というネットワーク会議では、民生委員や地区社協、地域包括支援センターやケアマネジャーが参加して見守り対象者の様子について話し合い、必要に応じて適当な機関や関係者に繋げています。



すずの家（集いの場）の様子
※写真提供：すずの会

	月	火	水	木	金	土	日
野川セブン		電話	すずの家	すずの会への メール	電話	すずの家	ご近所
訪問車庫				ふれあい 出張			
ヘルパー 11:00~ 14:15		ヘルパー			ヘルパー		
視覚士						ヘルパー 16:30~17:00	
訪問看護 15:30~16:00	訪問リハ	ご近所	訪問看護15: 40~17:40	ご近所			

パーソナルライフプランの例（すずの会提供資料）

すずの会で見守り対象者に作成しているパーソナルライフプランです。曜日と時間帯ごとに対象者に関わる人やサービスを表にまとめたものです。このように対象者の関わりをまとめておくと、災害時に誰に頼れるかが分かります。

下小田中 6 丁目町会（中原区）

下小田中 6 丁目町会では民生委員が中心となり見守り活動を行っています。区の調査によってピックアップされた、主に介護保険サービスを受けていない独居の高齢者の方が対象です。見守り対象の方については、担当民生委員がハザードマップで災害危険性を確認するほか、災害時要援護者避難支援制度に登録された方は町会長や役員、自主防災組織要員とともに訪問し、指定緊急避難場所や避難時の同行者の確認も行っています。東日本台風の際は、災害時の高齢者への対応を予め決めていませんでしたが、後日、民生委員同士で安否確認の連絡をすべきだった、と話し合いました。

実際に作成支援したケアマネジャーの声

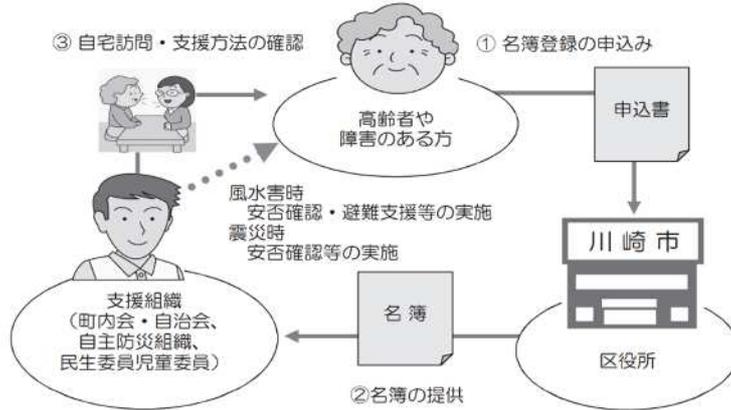


対象者の計画（案）を作成支援した際、「災害時要援護者避難支援制度に登録済」とのことだったので、区に相談して町会長を紹介してもらい、家族が対応できない場合の避難支援を相談しました。その後、地域の防災訓練の際に町会長や地域の方が対象者の自宅に来訪し、計画内に記載していた「車いすで段差を超える際の介助方法」も確認してくれました。

※別冊計画事例集参照

<参考情報8> 川崎市災害時要援護者避難支援制度

- 災害時要援護者避難支援制度とは、災害時に高齢者や障害のある方などが、安全に避難できるよう支援する制度です。
- 災害時に自力で避難することが困難で、在宅で生活している高齢者や障害のある方などのうち、地域への情報提供に同意される方々から、名簿登録の申込みをしていただいています。
- 登録された方については地域の支援組織に名簿を提供し、地域において助け合いによる避難支援体制づくりを進めています。



川崎市「災害時要援護者避難支援制度のご案内」
 (<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017156.html>) より

- 個別避難計画作成の優先度の高い対象者であっても災害時要援護者避難支援制度に登録できますが、両制度に登録されている場合は、個別避難計画が優先されません。
- 災害時要援護者避難支援制度登録者の個別避難計画の作成有無については、町内会・自治会などの地域の支援組織に共有します。

<参考情報9> ペットの同行避難

- 風水害の時にはペットも指定緊急避難場所に連れていくことができますが、介護等を提供する施設へ直接避難する場合や災害発生後に二次避難所となる施設に避難する際には同行できない場合もあるので、事前に確認が必要です。
- 予め、ペットの一時預かり先を決めておくことが望ましいです。
- 詳細は川崎市の「ペットの災害対策」のページをご確認ください。

詳しくは…

川崎市 ペットの災害対策

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000042206.html>



川崎市 HP「風水害時におけるペットの同行避難」より

Tips

避難方法の検討例

- 例えば、次の A さんの場合、避難方法を次のように検討できます。

<A さんの情報>

○ 本人情報

- 88 歳女性、独居
- 古い木造戸建住宅（2 階建）に居住
- 要介護 3 で歩行困難（車いす）、難聴



○ 家族・地域住民との関係

- 近隣に顔見知りはいるものの、交友関係が少ない
- 市内に長男家族が居住しており（0.5m～3m 浸水想定）、週 3 回長男が訪問

○ サービス利用状況

- 通所介護・通所リハビリ週 3 回、訪問介護週 5 回、訪問看護週 1 回
- 長男がしばらく来られない場合は短期入所を利用することがある

○ 自宅の災害危険性

- 洪水：想定浸水深 0.5m～3m
- 土砂：土砂災害警戒区域内

1 階までの浸水と
土砂災害のおそれ



<短期入所施設の事情>

当施設もハザードマップで 1 階までの浸水が想定されているので、大雨が想定される場合は 2～4 階の 4 人部屋を利用していただくことになります。

大雨が想定される場合、これまで当施設を利用したことがある方であれば空きがあれば緊急受入可能ですが、警戒レベル 3 以上の段階では、職員の安全確保のため送迎の対応は行うことができません。



<避難方法の検討>

- 1 階までの浸水と土砂災害の危険性があるため、自宅建物からの退避が必要
- 避難生活においても常時介護が必要なので、指定緊急避難場所への避難は難しい
- 短期入所施設への避難が考えられるが、施設による送迎を利用したいため、早めに避難する必要がある
- 長男や長男の妻は、警報が発表される大雨の際には仕事が休みになる可能性が高い

➔ 大雨が想定される日の前日に、施設による送迎で短期入所施設を利用する。前日の避難が難しい場合、長男か長男の妻が車で短期入所施設まで送迎するが、空きがなければ長男宅 2 階へ避難する。

2.4 対象者宅の訪問・説明 様式 2, 3, 4

対象者本人及び家族を訪問し、災害危険性や計画作成の必要性を説明し、計画作成と情報提供について同意を取得したら、聞き取りを行いながら計画内容を検討します。

訪問の際には、ハザードマップや各様式を持参してください。

必要な資料

- 対象者宅周辺のハザードマップ（各災害種）
- 【様式 2】 災害時個別避難計画の作成支援に関する案内資料
- 【様式 3】 同意書
- 【様式 4】 災害時個別避難計画【簡易版】

説明の手順

① 計画作成について説明・同意の取得

- 個別避難計画の趣旨や、計画の作成について市から依頼を受けて支援すること、災害に備えた計画づくりの必要性、計画作成や避難支援に関わる人に計画内容に関する責任や義務がないこと（※）などについて説明し、計画作成と情報提供の同意を得る

（※）関係者の責任についての詳細は p.3 参照

- 既に災害時の避難に関する計画を作成しているかどうか確認し、作成されている場合にはその内容を個別避難計画の様式に転記する（※）

（※）作成済みの場合も、提出すれば作成支援費の請求は可能

② 自宅の災害危険性と避難の必要性の確認

- ハザードマップを用いて、大雨時に自宅がどのような可能性があるかを説明し、避難の必要性を理解してもらう

③ 必要な聞き取り及び具体的な計画内容の検討

- 本人・家族の希望や状況、心配ごと、近隣住民との関係等を聞き取り、安全な避難先や移動支援の方法等を検討する

実際に作成支援したケアマネジャーの声

- ✓ 短期入所が利用可能な事業所について情報収集を行いました。結果、当該利用者の利用されていたところは市をまたいでいた為、優先的な利用から外れることが分かりました。
- ✓ 酸素ポンペの使用継続時間を計算し、必要本数を確認しました。

2.5 計画原案の作成 様式4

本人・家族への聞き取りや（必要に応じて）情報収集、関係団体等との調整を踏まえて計画内容を検討し、計画原案を作成します。

作成する計画書のイメージ

(A) …新規作成の場合は「新規」、計画更新の場合は「更新」を選択してください。

(B) …計画作成・提供について同意を得られた項目の「□」を「■」にします。

①対象者の基本情報

- 氏名・生年月日・本人の電話番号等を記載します。
 - 災害時要援護者避難支援制度の登録有無
 - － 本人・家族に確認して記載します。（不明の場合は空欄にしてください）
 - 指定避難所
 - － 自宅のある地域で指定されている指定避難所を記載します。（③で記載する避難場所とは異なり、避難するかどうかに関わらず指定されている避難所（※）を記載してください）
- (※) 管理ツールで「居住地区内」に表示される指定緊急避難場所と同じです。
- 移動手段
 - － 本人の身体の状態により、平時の移動手段を記載します。（③で記載する避難時の移動手段とは異なり、本人の能力としての移動手段を記載してください）
 - 車の有無・運転者
 - － 本人・同居家族が車を保有しているかどうかと、その車を主に運転している方の氏名を記載してください。

②対象者宅の災害危険性

- ハザードマップの状況
 - － 自宅のある場所で危険のある災害種の「□」を「■」にします。
 - － それぞれの災害種の右側には、想定される浸水深や自宅にかかる区域名を記載します。

③災害時の避難方法等（風水害／地震）

- 避難場所（①で記載した「指定避難所」とは異なります）
 - － ハザードマップの内容を踏まえて、安全な避難場所を確認して記載します。
 - 避難先の住所・連絡先
 - － 同上
 - 避難方法・避難経路
 - － 警戒レベルごとの避難行動及び支援の概要を記載します。誰が避難を判断するか、誰がどのように移動支援するかを簡潔に記載してください。（※）
 - － 下の欄には、上記の避難行動と支援の具体的な内容や、経路上の留意点を記載します。そのほか、状況に応じた別の避難方法があれば記載します。
- （※）原則、警戒レベル3を避難のタイミングとしますが、要支援者本人と家族の状況、避難先や避難支援の方法、自宅周辺の災害危険性に応じて、避難情報の発令を待たずに避難を開始することも検討してください。

④共通事項等

- ペットの有無・種類・避難先
 - － ペットを避難時にどのようにするかを記載します。
- 避難時の持ち物
 - － 避難する際に必要な持ち物を記載します。
- 共通事項（備考欄）
 - － その他避難時の留意点や、災害発生後のサービス停止を想定した避難先での留意点など、必要な情報がある場合に記載します。

⑤避難支援等実施者等

- 避難支援者
 - － 災害時に対象者の避難支援等を実施する者の情報を記載します。
 - － 「役割」には、避難判断・安否確認・移動支援・避難先での見守り等、その者が実施する支援の内容を記載します。
- 災害時個別避難計画作成支援事業者
 - － 本計画の作成を支援した事業所の情報を記載します。

2.6 会議の開催・意見調整

サービス担当者会議その他の方法により、避難支援者や関係者への説明及び意見聴取を行い、必要に応じて計画原案を修正します。修正を行ったら、計画内容について本人・家族・避難支援等実施者が同意した上で共有します。

主な確認事項

- ✓ 対象者宅の災害危険性と避難の必要性
- ✓ 避難先と避難方法・避難経路
- ✓ 避難のタイミング
- ✓ 避難支援者（移動を支援する者）と安否確認者の役割
- ✓ 災害時のペットの扱い
- ✓ その他留意点 等

実際に作成支援したケアマネジャーの声

- ✓ 夫婦二人暮らしの方で、二人とも難聴なので「高齢者避難」等が出てもその情報を得ることができない可能性が高く、避難しなければならないという状況をいかに理解し、どのように避難するのが課題でした。状況の理解については近隣住民が元民生委員さんであり、普段から少し気にかけてくれているので筆談で避難を伝えて頂くことで対応することになりました。
- ✓ サービス利用票を活用して実際に現在使われている福祉用具などを参照して避難時に使用する福祉用具の選定を行いました。
- ✓ 本人にこだわりの強い精神疾患のご家族がおり、イレギュラーにどこまで対応できるのか、受け入れてもらえるのか分からない部分がありますが、今後の課題として検討することができました。



計画の実効性の確認

- 作成された計画の内容について、実際の災害時に役立つものになっているか確認してみましょう。

個別避難計画の実効性チェックシート

【計画内容について】

- 避難先は、自宅の災害危険性を踏まえて安全を確保できる場所になっているか。
- ※ 例えば、浸水深が3.0~5.0mなのに、自宅（戸建2階）を避難先にしていないか。
- 避難の判断基準と判断者が明確になっているか。
- 避難先への移動を支援する者（避難支援者）と移動手段が明確になっているか。
- 避難の判断から避難先への移動完了までの手順が明確になっているか。
- 避難の準備や移動開始のタイミングが明確になっているか。
- 本人の状態や世帯状況、支援者の負担を踏まえた、無理のない現実的な計画になっているか。
- （応用）災害が発生しなかった場合は一晩程度、災害が発生した場合は少なくとも数日間、避難先に滞在することが想定されるが、その際の留意点は明確になっているか。
- （応用）日中／夜間／曜日等（利用サービスや家族の状況等）で対応が異なる場合、そのことが考慮された計画になっているか。

【関係者の理解について】

- 本人・家族は、自宅の災害危険性から避難（または待機等）の必要性を理解しているか。
- 本人・家族は、介護等を提供する施設に避難した場合に費用負担があることを合意しているか。
- 安否確認者や避難支援者が、行動の判断基準を理解しているか。
- 全ての関係者（本人・家族・避難支援等実施者等）が計画内容を理解し、合意しているか。



ポイント解説 チェックシートの活用方法

全てにチェックが入っていないと計画を提出できないということではありません。提出前の確認や、ケアマネジャー同士での意見交換などに活用してください。

3. 計画の提出・見直し

3.1 計画の提出 **様式3,4,5**

計画が作成されたら、市に提出します。

提出物及び提出先・方法は次のとおりです。

<提出物>

- 【様式3】 同意書
- 【様式4】 災害時個別避難計画【簡易版】
- 【様式5】 共通帳票（※）

（※）川崎市介護支援専門員連絡会から本事業にご協力いただいた参考様式。会員以外は事業所等で使用している帳票を使用可

<提出先>

- 次の URL からログインし、各様式を提出してください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/398550>



※ 【様式3】は、写真データ（JPEG形式など）でご提出ください。なお、原本は事業所で保管してください。

※ 【様式4】【様式5】は Excel 形式のまま提出してください。

3.2 作成支援費（新規、更新）の支払い（予定）

作成支援費の支払いは次のとおりです。

- 作成支援費は1件あたり7,000円です。
- 四半期（※）ごとにフォーム内で登録いただきました口座に振込みます。

（※）提出期日および振込予定一覧

提出期日	交付決定・振込予定
6月末	7月末
9月末	10月末
12月末	1月末
3月末	4月末

注) 令和6年3月に限り、交付決定・振込予定は7月末

3.3 個別避難計画の更新

計画は一度作成したら終わり、ではありません。災害はいつ起こるかわからないため、作成された計画は、常に実態に即したものである必要があります。

そのため、本人・家族や関係者で計画の内容を定期的に確認するとともに、要支援者本人の状態や、家族や支援者の状況が変わったら、必ず見直しを行います。

見直し時期

- 避難時の配慮に関する事項や避難場所、避難経路の情報等に重大な変更が生じたときや、本人の心身の状態や家族・世帯の状況などが変化したときは、計画を更新する必要があります。
- 本市のハザードマップが修正された時にも見直しが必要です。



見直し方法

- 見直しの際は、p.17 に示す「2.3 避難方法の検討」から「2.6 会議の開催・意見調整」まで行い、必要な修正を加えて更新した計画を市に提出してください。
- 本市のハザードマップが修正されると、自宅が新たに危険な区域等に該当し、計画作成対象者となる場合があります。ハザードマップが修正された際は、既存の対象者以外を含めて、p.9 に示す「2.1 対象者の選定」から進めてください。

注意点

- 風水害の計画の場合、6～10月の梅雨・台風期間の前に、一度本人・家族と一緒に計画内容を確認することが望ましいです。
- **担当ケアマネジャーが交代した際**には、個別避難計画についても引き継ぎを行い、内容を確認するようにしてください。

3.4 個別避難計画についての問い合わせ先

個別避難計画作成支援にあたってのご不明点等は次の連絡先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

- 個別避難計画の作成支援、更新及び作成支援費に関すること
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付係 044-200-2687
- 個別避難計画の提出に関すること
川崎市健康福祉局総務部危機管理担当 044-200-0784

4. 参考資料

4.1 様式等

【様式 1】 災害時個別避難計画の作成対象者管理ツール

(様式 1 添付) 管理ツール操作マニュアル

【様式 2】 災害時個別避難計画の作成支援に関する案内資料

【様式 3】 同意書

【様式 4】 災害時個別避難計画【簡易版】

【様式 5】 共通帳票

※ 川崎市介護支援専門員連絡会様から本事業にご協力いただいた参考様式。会員以外
は事業所等で使用している帳票を使用可

【参考資料 1】 災害時個別避難計画導入支援マニュアル別冊 計画事例集

【参考資料 2】 Q&A 集

【参考資料 3】 マイ・タイムライン作成シート